

平成24年 第12回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年8月21日（火）  
開会 午後5時 閉会 午後5時40分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2.3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 竹本 茂、  
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、  
社会教育課長 土出政信、子ども未来課長 中村八寿子、  
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第61号 京丹後市立学校条例の一部改正について
  - (2) 議案第62号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
  - (3) 議案第63号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について
  - (4) 議案題64号 平成24年度京都府小学校教育研究会総合的な学習の時間教育研究大会の開催に係る後援について
  - (5) 議案第65号 第54回京都府人権教育研究大会の開催に係る後援について
  - (6) 議案第66号 講演会「京丹後市の花 トウテイランの魅力」の開催に係る後援について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり（全11頁）
- 10 会議録署名  
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成24年9月6日

委員長 小松 慶三

署名委員 文珠 清道

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 〔欠 席 者〕 なし
- 〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 竹本 茂  
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹  
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信  
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は学校再配置に伴う臨時会でございます。それでは、ただいまから「平成24年 第12回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

本日の会議録署名委員の指名をさせていただきます。

文珠委員を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議案第61号、第62号及び第63号の3議案につきましては、条例改正及びそれに基づく規則改正でございます。関連致しますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第61号「京丹後市立学校条例の一部改正について」、議案第62号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」、議案第63号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」の3議案を一括議題とします。

米田教育長から提案の説明をよろしく申し上げます。

〈米田教育長〉

では、失礼します。例の一連の学校再配置の取組みで、大宮第二小学校・第三小学校に関するものであります。6月12日、関係者協議をもちまして平成25年4月からの再配置、それからまた、学校づくり準備協議会を設立しようということを知っていただきまして、その日にスタート致しました。その後、総務部会が中心となりながら校名を一生懸命に考えていただきました。それで、方針としましては教育委員会の方は、地域のそ

う方々の意向を尊重するという事で進めていきます。教育次長の方から一連について、3議案について一括提案したいと思います。よろしくお願いします。

〈吉岡教育次長〉

議案第61号「京丹後市立学校条例の一部改正について」説明をさせていただきます。先ほど教育長からありましたように、京丹後市学校再配置計画に基づく、大宮第二小学校と大宮第三小学校の再配置につきましては、平成24年6月12日に大宮第二小・大宮第三小学校づくり準備協議会を発足し協議を進めてきておりますが、準備協議会におきまして、再配置の時期を平成25年4月とすることが確認されております。また、再配置後の学校名につきましては、準備協議会において協議をいただき京丹後市立大宮南小学校とすることとしましたので、これを踏まえ、再配置計画通り大宮第二小学校と大宮第三小学校の再配置を、平成25年4月に行うため、市立学校設置を規定しております京丹後市立学校条例の一部を改正するものでございます。改正文の内容について説明をさせていただきます。別表において、学校の名称と位置を規定しておりますが、京丹後市立大宮第二小学校と京丹後市立大宮第三小学校の項を、京丹後市立大宮南小学校に改め、位置につきましては、現在の大宮第二小学校の施設を拠点校として使用しますので、京丹後市大宮町奥大野72番地とします。施行期日につきましては、附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。先ほどありましたように、学校名につきましては準備協議会の方で公募をしたいということで、公募をされております。また、その中で、第二小・第三小の名前は使用しない形の公募をしたいということで公募をされており、7月12日から7月25日の間、地元地域を対象として公募をされております。選定基準としましては、地域の文化や歴史を感じられる名称、親しみやすい名称、郷土の誇りやシンボルを感じられる名称、多くの方から指示される名称、というような基準を設けられて公募をされております。応募総数122点、そのうち30点が大宮南小学校の名前になっております。一番多かったものです。選考理由としては、選考基準にもありましたように、他の応募にも大宮を使ったものが多く、旧町名が大宮であり、この地域を象徴した言葉として大宮を使用することを望んでいる人が多いことや大宮南は保育所やスポーツチームなどもあり、親しみやすく地域になじんでいる名称であること、また大宮南は今回の公募の中でも一番多い人から指示をされているというようなことによって今回決定がされております。この改正条例につきましては、施行期日は、附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。なお、承認いただきましたら9月議会に上程させていただくことにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第62号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。前議案で提案させていただきました、大宮第二小学校と大宮第三小学校の再配置に伴い、学校通学区域の見直しが必要となりましたので通学区域を指定しております規則の一部を改正するものでございます。改正文の内容について説明をさせていただきます。別表中、番号8大宮第二小学校と番号9大宮第三小学校を、番号8大宮南小学校と改め、通学区は再配置前の2校の通学区の全てを合わせて規定するものです。これによりまして、番号10から35を1項ずつ繰り上げ、番号9から34とさせていただきます。施行期日につきましては、学校条例の改正に合わせて、附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第63号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」説明をさせていただきます。議案第61号で提案させていただきました大宮第二小学

校と大宮第三小学校の再配置に伴い、この2つの小学校が廃止となり、新たに大宮南小学校となりますので、学校体育施設等を社会体育活動等のために利用することに関し必要な事項を定めている条例の一部を改正するものでございます。改正文の内容について説明をさせていただきます。別表の備考中に、屋内運動場の使用料を2分の1とする学校を列挙しておりますが、大宮第二小学校、大宮第三小学校を大宮南小学校に改めるものです。大宮第三小学校の体育館につきましては、跡施設の利用に関する予定がまだ決まっておりませんので、決まった段階でその利用目的にあった条例等の必要な改正等はまた行いたいと思っています。今回は特に上げておりません。施行期日については、附則で平成25年4月1日からとさせていただきます。なお、承認いただきましたらこの改正条例につきましても9月議会に上程をさせていただきたいと思っております。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、3議案の説明をいただきました。

まず、議案第61号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

名称のことなのですが、地元の方に任せるといって話が進んでいるということは重々承知しているのですが、ですから今、これに反対とかどうとかということではないのですが、やっぱり名称というのは、前のかぶと山の時にもちょっと言わせていただいたのですが非常に重要な問題で、今大宮南小学校ということで、その第二、第三小学校区の方々が一番ふさわしい名前をされたというのは十分分かるのですが、そして第一小という名称の意味合いと言うのが非常に曖昧なふうになることはないかと。なぜ第一小なのだ。そこまで詳しく思わなくてもいいかわからないですが、やっぱりそのバランスと言うのもあるかと思うのです。ですから、その地域の人、とくに名称に関して、その地域の人がいいのだけれども、でも繋がっている学校の方々、第一、第二、第三があってはじめて第一という意味合いがあるわけで、そうすると、いずれは第一小という名称でいいのか、当然地域の声として挙がってくる可能性もあると。だからそういったものも何か質問があった時にですね、その第一小の方々の考えと言いますか、いずれはこうなるというような道筋と言うか、そういうものをある程度こちらの方がもっておいたほうがいいかなと思います。それはちょっと先々の話なのですが、その名前の決め方において地元だから全て最優先という決定の仕方がちょっと、もう少し他のところの配慮があってもいいのかなという感じがしました。ちょっとわけの分からない言い方になったと思いますが。

<吉岡教育次長>

はい。まず一点目ですけれど、今回の、先ほど説明しました通り、協議会の中で第二、第三小の名称を使わないということが地元の方の会議の中で確認をされています。その理由につきましては、特に第三小学校区のPTA等の中から、今回の再配置につきましては統合ではなくて吸収合併というものではなくて、対等な形での再配置をするということの中で第二小だけ残って第三小が消えていくような形の名称のつけ方についてはほしいということが強く言われた経過がありまして、小学校区のいろんな方ともいろんな話

をする中で、今回はどちらも使わないというような形の方向で進められていきました。次ですが、今ありましたように、第二、第三と関連があるような形での名称は決められておりますが、今回第二、第三が大宮南という形になっているということになるのですが、PTA等の役員さんにも少しそのことの確認等もさせていただいたのですが第二、第三が南となったからといって、第一がわざわざそれに合ったような形に直す必要も特にないだろうということの意見もいただいています。第一ができてからだいぶ長いことその名前が使われていることもありますし、卒業生もだいぶおられますし、ただ住民として必要性があったときに名称変更も考えたらどうだろうかという意見もいただいております。PTA全体で話し合われたということではなくて、役員の方に少々意見を聞かせていただいた中で、そういう形での意見をいただいております。また、何人かの区長さんともお話を聞かせていただいたのですが、大宮南になったということで、例えば第一小学校の名前を変えるとしても、それに対しても、変えることにしても意見があるでしょうし、変えなくても意見がある。どちらもあるでしょうから、今すぐにどうこうということ是对応しなくてもいいだろうというご意見も少しいただいている部分もありますので、そういう点を判断させていただいて今回は大宮南小学校をそのままつけさせていただくことを提案させていただいております。

<小松委員長>

はい。ありがとうございます。検討はいただいているということで、よろしく願い致します。

他にございませんか。

<米田教育長>

今言われましたように、議会でもこの質問は出てくるだろうなというふうに思っております。

<小松委員長>

それでは次に、議案第62号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきましてのご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それでは次に、議案第63号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

それでは全体を通して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願い致します。

<小松委員長>

無いようでございますので、それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第61号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認とさせていただきます。

次に、議案第62号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第63号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認とさせていただきます。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第64号「平成24年度京都府小学校教育研究会総合的な学習の時間教育研究大会の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件も、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第64号「平成24年度京都府小学校教育研究会総合的な学習の時間教育研究大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業は京都府小学校教育研究会が総合的な学習の時間教育研究大会として、3年間の神野小学校の研究成果を発表し、研究成果を広めると共に実践を交流し、他支部の取り組みや実践に学びあう機会としてするものでございます。内容は公開授業、児童発表、全大会での研究発表、分科会となっております。主催は京都府小学校教育研究会、会場は神野小学校、期日は平成24年11月9日、申請者は京都府小学校教育研究会長賀家進氏となっております。以上ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第64号をご説明いただきました。  
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。  
はい、森委員。

〈森委員〉

これを見せていただいた時に、神野小学校としては最後の公開授業というか研究会場になるんですね。なので、授業の内容も地元のことが多いように思いましたし、思い切り地元のことを勉強しておいてほしいなどちょっと親心で思いました。

〈米田教育長〉

ありがとうございます。

〈小松委員長〉

それではお諮りをさせていただきます。

議案第64号「平成24年度京都府小学校教育研究会総合的な学習の時間教育研究大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認とさせていただきます。

次に、議案第65号「第54回京都府人権教育研究大会の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件も、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第65号「第54回京都府人権教育研究大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業は、府内小・中・高等学校の焦点化した人権教育の取組みを交流し、優れた実践や教訓に学ぶことをねらいとしており、今年度は「児童生徒の人権意識を高め、各校種間の連携を図り、学力を充実し、進路を保障する人権教育を進めよう」をテーマに大会の基本課題として実施するものでございます。内容につきましては、特別報告、分科会等となっております。主催は京都府人権教育研究協議会、会場は丹後文化会館と峰山地域公民館、期日につきましては平成24年10月12日、申請者は京都府人権教育研究協議会会長中村満氏となっております。以上ご審議よろしくお願いたします。

〈小松委員長〉

議案第65号をご説明いただきました。  
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

これは、今日あった人権教育研究京丹後市大会の京都府版というものですか。

〈米田教育長〉

そうです。

〈小松委員長〉

多くの教員の先生が出ていただければと思います。

〈小松委員長〉

でれでは、他にご意見等ございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第65号「第54回京都府人権教育研究大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

それでは異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第66号「講演会「京丹後市の花 トウテイランの魅力」の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これも、教育次長の方から提案します。

〈教育次長〉

議案第66号「講演会「京丹後市の花 トウテイランの魅力」の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。この事業は、京丹後市の花であるトウテイランの研究者であります京都府立大学の大迫敬義氏を招き、トウテイランの保護のありかた等について学ぶとともに、海浜性希少性植物のエコツアー利用の可能性を探ることを目的として実施されるものでございます。主催は琴引浜鳴き砂文化館、会場は同施設です。期日は平成24年9月16日、申請者は文化館の館長松尾秀行氏となっております。以上ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第66号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

この講師の先生というのは、ずっとトウテイランの関係で研究をされているのですか。

〈吉田文化財保護課長〉

詳しくは存じあげておりませんが、京都府立大学の方でトウテイランを研究されておられる有名な先生だというふうには聞いております。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈文珠委員〉

トウテイランにつきましても、京丹後市の花ということで位置づけられておりまして、私たちがそれを十分周知して、また広げるとか、外に広報していかんなんだろうというふうに思っています。京丹後市の歌はいつも元気に流れていますので、時々口ずさむのですが、トウテイランにつきましても一般の人はなかなか目に触れる機会がない、ましてや琴引浜と箱石浜と、そこでしか分布がされていないのだということはね、さらに見る機会がやっぱり一般の方は少ないだろうなと思います。みなさんに知っていただく努力も必要であろうかと思えますし、また、海浜植物ですよ。海側の方にしか生えていませんから。是非、橘中学校にはトウテイランの丘があるのですけれども、網野北小でも。やっぱり性質がありますから、是非育つ環境に合わせていただいて、そういったところでまた育てていただくような周知の場所というか、教えることもしていったら広がっていくのではないだろうかというふうに思います。以上です。

〈吉田文化財保護課長〉

実は、鳴き砂文化館は指定管理施設で、掛津区が管理して2期目に入っておるのですけれど、自主事業ということで鳴き砂文化館の方でトウテイランの販売というようなこともやっておりますので、また是非ともご協力をよろしくお願いします。

〈文珠委員〉

販売しているのですか。

〈吉田文化財保護課長〉

はい、販売しております。

〈小松委員長〉

それは、鳴き砂文化館ががんばっていただいておりますね。

〈森委員〉

海のところでないと育たんということですよ。

〈吉岡教育次長〉

いや、これくらいのポットで300円ぐらいだったと思います。

〈森委員〉

ポットの中だったら育つのですか。

〈吉岡教育次長〉

プランターで育つと思います。

〈森委員〉

うちの土でも育ちますか。

〈吉岡〉

育つとは思いますが。

〈森委員〉

浜の土でなくても。

〈吉岡教育次長〉

よいと思います。浜の土でなくてはいけないということはないと思います。

〈文珠委員〉

特別記念、なんか天然記念物に指定されていますか。

〈吉岡教育次長〉

天然記念物ではないです。

〈吉田文化財保護課長〉

わりと希少な生物で、レッドデータブックの要注目種ですけど、もっと強い絶滅危惧種までの厳しい規定はないです。ただ、琴引浜はそれが一応東の端だということで有名だそうです。

〈吉岡教育次長〉

連合婦人会が作って、駅とか市役所の前とかそういう所にいろいろと配布しているみたいですよ。

〈森委員〉

今、咲いているのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

今、ちょうど咲いています。もう終わり頃だと思います。

<森委員>

分かりました。

<小松委員長>

それではお諮りを致します。

議案第66号「講演会「京丹後市の花 トウテイランの魅力」の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認を致します。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、事務局の方から何かございますか。

<米田教育長>

この前、いじめ問題について学習していただきましたが、昨日府下の教育長会があって、いじめ問題に関して、府の教育長の挨拶のあと、京都府の取組み経過やいじめ問題に対する取組みの今後の方策について説明があり、各教育委員会からの情報交換がありました。文部科学省も緊急全校調査を実施しますが、いじめの早期発見、早期対応を心がけ、根絶を目指して取組みの充実をしてほしいと指示がございました。京丹後市教育委員会でも、9月早々に校（園）長会議を計画し、その時にいじめ問題に関して話し、取組みの徹底を指示しようと思っています。

前回の学習会の時にも言いましたが、次の3点を強調したいと思っています。1点は、今話題になっているニュースを教材化し、本市の指導の重点や、推進上の留意点に今一度目を通し、いじめに対する考え方、取組みの方向性について再確認すること。2点目はいじめ、又は類似の言動がないか、アンケート等により実態調査を実施し、状況を把握するとともに、指導の重点推進上の留意点に沿って取り組むこと。3点目は、昨年度と本年度、いじめとしてあげた事象について、その後の取組みについて再点検をし、加害と被害の関係、学級内の取組み、児童会・生徒会の取組み等を振り返り、未解決のまま放置していないか、見直しの徹底を図る、の3点です。

また、アンケートの結果を見ると、いじめなのか、単なるいたずらなのか、けんかなのか判断しにくい状況も出てくると思います。その場合も、教師のほうで判断せず、児童生徒に面談をしてしっかり事実を確かめて、いじめと認知するかどうか判断してもらいたいと思っています。大事なことは、いじめを許さない学級作り、学校づくりで、体育祭とか運動会などの行事、児童会・生徒会の行事など、いろいろな行事を通して、助け合ったり、励ましあって団結していく力をつけてほしいと思っています。日ごろの学級経営の視点、学校経営の視点であると思っています。

府の教育長のあいさつや、説明のあったこと、意見交流の様子はまとめたいと思っていますので、委員様にもお渡しします。

意見交換の中でありましたが、いじめの状況を公開するという点については、小さな地

区では誰が、誰にということがすぐにわかる。プライバシーの保護の問題と公開することの必要性の問題に悩むという意見も出されました。私のほうからは、「この大津市の問題が教育委員会不要論に発展しつつあるのが気になる。この事例に対して“日本の教育行政の膿の膿、教育委員会が機能していない象徴例”とどこかの市長のコメントを読んだ。私ども、教育委員会が学校の状況を把握しているか、把握できていても指導しきれていないところがないか、その事象に対して教育委員会の方針が学校や地域に明確に示されているか、市長部局との連携はどうか、等について、本市のここ数年のいじめの状況と、学校に示している指示内容について、8月のかかりに、教育委員の研修をもち、認識を新たにした。いじめに限らず多くの課題について、教育委員で研修する機会を充実させることが必要と話していた。」と意見を述べました。

今、指導室に「いじめに対する危機管理マニュアル」の整理を依頼しています。府教委でも全教職員、児童生徒、保護者用に作成されると聞いているので、混乱しないようにしなければなりません。いじめは人権侵害の最たる問題として、徹底して取り組んでいきたいと思っています。

<小松委員長>

はい、ありがとうございました。

いろいろとお話がありましたが、しっかりと委員会として丁寧に対応していきたいと思えます。

<小松委員長>

以上をもちまして第12回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈 閉会 午後5時40分 〉

[ 9月定例会 平成24年 9月6日(木) 午後3時から ]